

静岡市規則第34号

静岡市会計規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則等の一部を改正する規則
(静岡市会計規則の一部改正)

第1条 静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第56条」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 証拠書類の首標金額以外の金額、数量及び単価の加除訂正については、市長が別に定めるところによる。

第8条第2項を削る。

第48条第2項中「及び印鑑」を削る。

第2章第3節第3款の款名を削る。

第53条から第55条までを次のように改める。

第53条から第55条まで 削除

第56条の前に次の款名を付する。

第3款 支払手続

第69条の次に次の1条を加える。

(支払証明書)

第69条の2 支出する場合において、領収証書を徴することが不適當又は著しく困難な経費については、主管の長が作成した支払証明書(様式第21号の2)をもって領収証書に代えることができる。

様式第12号から様式第14号までを次のように改める。

様式第12号から様式第14号まで 削除

様式第19号中「振替手続き」を「振替手続」に改める。

様式第21号中

「住所
氏名」を「住所
氏名」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第21号の2（第69条の2関係）

支 払 証 明 書

金 額		十	万	千	百	十	円

住 所
名 称
氏 名 渡

ただし、

上記のとおり支払ったことを証明する。

年 月 日

所 属
職 名
氏 名 印

様式第47号中「㊟」を削る。

(静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部改正)

第2条 静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第9号その1（乙）、様式第9号その2（乙）から様式第9号その2（丁）まで、様式第9号その3（乙）から様式第9号その3（丁）まで、様式第9号その4（乙）、様式第9号その4（丙）、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第16号中「㊟」を削る。

(静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号（裏）（注）を削る。

様式第6号（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

様式第10号（注）を削る。

様式第13号（注）を削る。

様式第16号（注）を削る。

(静岡市遺族援護資金貸付規則の一部改正)

第4条 静岡市遺族援護資金貸付規則（平成15年静岡市規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

(静岡市消費生活条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡市消費生活条例施行規則（平成19年静岡市規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第5号、様式第10号、様式第14号及び様式第16号中「㊟」を削る。

(静岡市生活保護法施行細則の一部改正)

第6条 静岡市生活保護法施行細則（平成15年静岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

様式第23号及び様式第31号から様式第32号その3までの規定中「㊟」を削る。

(静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部改正)

第 7 条 静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成20年静岡市規則第42号）の一部
を次のように改正する。

様式第22号及び様式第31号中「㊟」を削る。

様式第32号その 1 を次のように改める。

様式第32号その1 (第11条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等施術券・施術報酬請求明細書
(柔道整備用)

(年 月分) 地区担当員

取扱担当者

施術券	交付番号		この券の有効期間		日から 日まで		※静岡市 福祉事務所 所長印				
	患者氏名 年生			居住地							
	指定施術者名			傷病名(部位)							
施術報酬請求明細書	○負傷名	○負傷年月日	○初検年月日	○施術開始	○施術終了	○実日数	○転帰				
	(1)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医				
	(2)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医				
	(3)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医				
	(4)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医				
	(5)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医				
	○経過					請求区分	新規・継続				
	初検料 円	再検料 円	往療料 回 円	金属副子等加算(大・中・小) 円		計	円				
	加算(休日・深夜・時間外) 円		加算(夜間・暴風雨雪) 円		施設情報提供料 円						
	整復料・固定料・治療料	(1) 円	(2) 円	(3) 円	(4) 円	(5) 円	計 円				
部位	通減%	通減開始 月 日	後療料 円 回 円	冷電法料 80円 回 円	温電法料75円 回 円	電療料 30円 回 円	計 円	多 部位	計 円	長 期	計 円
1	100	—						—	—		
2	100	—						—	—		
3	80	—						0.8			
	100							—	—		
4	33	—						0.33			
	80							0.8			
	100							—	—		
○摘要				※社保負担(健・共)		無 割		本人支払額			
						円		円			
差引請求(支払)金額						※決定					
円						円					

振込先	銀行 信用金庫 支店	普通 預金 当座	口座番号	口座名義
-----	------------------	----------------	------	------

様式第32号その2及び様式第32号その3中「㊟」を削る。

(静岡市外国人高齢者福祉手当規則の一部改正)

第8条 静岡市外国人高齢者福祉手当規則(平成15年静岡市規則第104号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削る。

(静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第9条 静岡市児童福祉法等施行細則(平成15年静岡市規則第110号)の一部を次のように改正する。

様式第5号の2(裏面)中

「	所在地		「	所在地
	医療機関 名称			名 称
	又は薬局 代表者氏名	㊟	を	医療機関 代表者氏名 に改める。
	電話番号			又は薬局 電話番号
				担当者」

様式第5号の2の5中「㊟」を削る。

様式第5号の2の15中「確認印」を「確認者名」に、「徴収印」を「担当者名」に改める。

(静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第10条 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第111号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第5号に(注)として次のように加える。

(注) 借主、連帯借主及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第6号に(注)として次のように加える。

(注) 借主及び連帯借主の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第7号(注)を削る。

様式第8号(注)を削る。

様式第9号(注)を削る。

様式第10号中

「住所
申請者（借主）
氏名 ㊟」を「住所
申請者（借主）
氏名」に改める。

様式第11号（注）を削る。

様式第12号（注）を削る。

様式第13号（注）を削る。

様式第14号に（注）として次のように加える。

（注）貸付決定者（借主）、連帯借主及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第15号中「㊟」を削る。

様式第16号に（注）として次のように加える。

（注）貸付決定者（借主）及び連帯借主の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第17号（注）を削る。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

様式第20号（注）を削る。

（静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則の一部改正）

第11条 静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第112号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）中

「担当地区民生委員・児童委員
住所
氏名 ㊟」を「担当地区民生委員・児童委員
住所
氏名」に改める。

様式第3号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第5号中「担当地区民生委員氏名 ㊟」を「担当地区民生委員氏名」に改める。

（静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部改正）

第12条 静岡市母子家庭等医療費助成規則（平成15年静岡市規則第114号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その1及び様式第2号その2中

「所在地
 保険者又は名称
 事業主代表者
 代表者」
 ⑩」

を

「所在地
 保険者又は名称
 事業主代表者
 担当者」
 ⑩」

に改める。

様式第5号中

「所在地
 医療機関等名称
 代表者」
 ⑩」

を

「所在地
 医療機関等名称
 代表者
 担当者」
 ⑩」

に改める。

(静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第13条 静岡市身体障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第122号)の一部を次のように改正する。

様式第12号及び様式第19号中「⑩」を削る。

(静岡市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第14条 静岡市知的障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第123号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「⑩」を削る。

(静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部改正)

第15条 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則(平成18年静岡市規則第179号)の一部を次のように改正する。

様式第33号中「⑩」を削る。

様式第34号の1(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「⑩」を削る。

様式第34号の2(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「⑩」を削る。

様式第34号の3(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「⑩」を削る。

様式第34号の4(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「⑩」を削る。

様式第34号の5(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「⑩」を削る。

様式第35号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「(自署又は記名押印)」を削る。

様式第40号中「確認印」を「確認者名」に、「自己負担額徴収印」を「担当者名」に改める。

様式第41号(表)中「確認印」を「確認者名」に改め、「⑩」を削り、「自己負担額徴収印」

を「担当者名」に改め、同様式（裏）中「自己負担額徴収印」を「担当者名」に改める。

（静岡市重度心身障害児扶養手当条例施行規則の一部改正）

第16条 静岡市重度心身障害児扶養手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第125号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊤」を削る。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部改正）

第17条 静岡市重度心身障害者医療費助成規則（平成15年静岡市規則第126号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その1及び様式第2号その2中

「			「			
	所在地			所在地		
保険者又は	名称		保険者又は	名称		
事業主	名称	を	事業主	名称	に改める。	
	代表者		代表者	代表者		
		㊤		担当者	」	

（静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部改正）

第18条 静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則（平成15年静岡市規則第127号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「㊤」を削る。

（静岡市精神障害者医療費助成規則の一部改正）

第19条 静岡市精神障害者医療費助成規則（平成15年静岡市規則第128号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「			「			
	所在地			所在地		
医療機関	名称	を	医療機関	名称	に改める。	
	代表者		代表者	代表者		
		」		担当者	」	

様式第2号中「㊤」を削る。

様式第3号その1及び様式第3号その2中

「 所在地
保険者又は 所在地
事業主 名称
代表者 ④」 を 保険者又は 名称
事業主 代表者 に改める。
担当者 」

(静岡市特定疾病患者医療費助成規則の一部改正)

第20条 静岡市特定疾病患者医療費助成規則(平成15年静岡市規則第129号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「④」を削る。

(静岡市外国人障害者福祉手当規則の一部改正)

第21条 静岡市外国人障害者福祉手当規則(平成15年静岡市規則第130号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「④」を削る。

(静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第22条 静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則(平成17年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「④」を削る。

様式第12号(注)を削る。

様式第13号(注)を削る。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 (第6条関係)

重度障害診断書

1 氏名	男・女	2 生年月日	年 月 日
3 障害の種類	1 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2 言語の機能を全く永久に失ったもの 3 そしゃくの機能を全く永久に失ったもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 両下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢を手関節以上で失い、かつ 1 下肢を足関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全く永久に失ったもの 8 両下肢の用を全く永久に失ったもの 9 10手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの 10 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	8 受傷(発病)日	年 月 日 (医師推定) (患者申告)
		9 初診日	年 月 日
		10 入院日	年 月 日
4 傷病名		11 退院日 現在入院中	年 月 日 年 月 日
5 4の原因	(医師推定) (患者申告)	12 終診日 現在治療中(当院・他院)	年 月 日 年 月 日
6 障害の部位		13 前医	住所・氏名
7 今回の受傷以前にあった身体障害	(有) (無)	→部位と障害内容	(有) (無) →住所・氏名
14 今回の受傷(発病)から初診までの経過、初診時の主訴・所見及びその後の経過、障害状態の詳細	治療内容 手術名 手術日 年 月 日		
15 視力障害	裸眼視力・矯正視力 右眼 () 左眼 ()	矯正不能・不適の場合は その理由 ()	検査(計測)日 年 月 日
16 聴力障害	該当する項目に○印を付けてください。 a 聴力レベル b 聴力損失	周波数 500Hz 1000Hz 2000Hz 右 () dB () dB () dB 左 () dB () dB () dB 検査(計測)日 年 月 日	17 機そ能し障やく (下記A~Cのうち該当する項目に○印をしてください。) A 通常の飲食物が食べられる。 B かゆ食又はこれに準ずる程度の飲食物であれば食べられる。 C 流動食しか摂取できない。 検査(計測)日 年 月 日
18 言語機能	(該当する項目に○印をしてください。) (程度) A 言語機能の喪失(音声語による意思の疎通が全くできない。)	(原因) a 喉頭摘出(1 全部 2 一部)	

お願い
3 2 1
15 項〜20 項については、障害のある場合に記載してください。
○印は、自動運動範囲を御記入願います。

四肢、手指、足指の切断の場合は、切断箇所にはっきりと線を入れてください。
四肢の完全運動麻痺の場合は、その部位を斜線で示してください。
下肢短縮の場合は、その程度 [cm] を記入してください。

(左手骨)

(左足骨)

(右手骨)

(右足骨)

右下肢短縮 ()
左下肢短縮 ()
検査(計測)年 月 日

20 手指・足指の運動障害(自動運動範囲)	右 (手指)・(足指)	第1指	第2指	第3指	第4指	第5指	※ (一)については、記入の必要はありません。母指については、指節間関節とします。
	遠位指節間関節 近位指節間関節 中手指節間関節	伸展度 屈曲度 () ()	伸展度 屈曲度 (-) (-) () ()				
左 (手指)・(足指)	遠位指節間関節 近位指節間関節 中手指節間関節	伸展度 屈曲度 () ()	伸展度 屈曲度 (-) (-) () ()				

21 四肢関節の運動障害(自動運動範囲)	運動の種類・範囲		MMT (※)	伸展度～屈曲度	内転度～外転度	内旋度～外旋度
	部位	右				
肩 関節	右	左		～	～	～
	左			～	～	～
肘 関節	右	左		～	～	～
	左			～	～	～
手 関節	右	左		～	～	～
	左			～	～	～
股 関節	右	左		～	～	～
	左			～	～	～
膝 関節	右	左		～	～	～
	左			～	～	～
足 関節	右	左		～	～	～
	左			～	～	～

※MMT (徒手筋力テスト) 欄には、結果を0～5の数値にて御記入ください。

22 回復の可能性と症状の固定についての意見	上記の障害状態を診断された日 年 月 日 症状の固定時期 年 月 日頃
------------------------	--

上記のとおり診断します。

<p>B 言語機能の著しい障害（身振り、書字その他の補助動作がなく は音声言語による意志の疎通が困難である。）</p> <p>C 言語機能の障害（簡単な単語の発語により意志の疎通が うじで可能）</p> <p>D その他</p>	<p>b 中枢性失語症</p> <p>c 構音障害（1 口唇音 2 歯舌音 3 口蓋音 4 喉頭音）</p> <p>※全不能な場合には○印をお願いします。</p> <p>d その他（ ）</p> <p>検査（計測）日 年 月 日</p>	<p>所在地</p> <p>病院又は診療所等の名称</p> <p>医師氏名</p>
--	--	---

様式第23号（注）を削る。

様式第27号（注）を削る。

（静岡市母子保健法施行細則の一部改正）

第23条 静岡市母子保健法施行細則（平成15年静岡市規則第133号）の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第9号及び様式第10号中「㊟」を削る。

（静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正）

第24条 静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）の一部を次のように改正する。

様式第22号中「㊟」を削る。

（静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正）

第25条 静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（表）中「確認印」を「確認者名」に、「徴収印」を「担当者名」に改め、同様式（裏）中「徴収印」を「担当者名」に、「を記入し、確認印を押印して」を「及び確認者名を記入して」に改める。

様式第20号中「㊟」を削る。

（静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正）

第26条 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第41号中「医師氏名（署名又は記名押印） ㊟」を「医師氏名」に改める。

（静岡市簡易水道事業会計規則の一部改正）

第27条 静岡市簡易水道事業会計規則（令和2年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「、債主印」を削る。

（静岡市病院事業会計規則の一部改正）

第28条 静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

（静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第29条 静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例施行規則（平成27年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号中

「修学資金の貸与の決定を受けた者		「修学資金の貸与の決定を受けた者
住所		住所
氏名	を	氏名
電話番号	㊟	電話番号
	」	」

める。

様式第4号から様式第7号まで、様式第9号及び様式第10号中「㊟」を削る。

様式第11号中

「修学資金を返還しなければならない者		「修学資金を返還しなければならない者
住所		住所
氏名	を	氏名
電話番号	㊟	電話番号
	」	」

に改める。

様式第12号中「㊟」を削る。

（静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正）

第30条 静岡市立清水病院看護師等修学資金貸与条例施行規則（平成22年静岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号中

「修学資金の貸与の決定を受けた者		「修学資金の貸与の決定を受けた者
住所		住所
氏名	を	氏名
電話番号	㊟	電話番号
	」	」

様式第4号から様式第11号まで、様式第13号及び様式第14号中「㊟」を削る。

様式第15号中

「修学資金を返還しなければならない者		「修学資金を返還しなければならない者
住所	を	住所
氏名	㊟	氏名

様式第3号（第8条関係）

借 用 証 書

借 用 金 額 金 円

私は、 年 月から 年 月までの 箇月分の修学資金として上記金額を借用しました。

については、静岡市看護師等修学資金貸与等規則の規定に従い、借用した 円を 年 月 日までに返還します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

借 受 者 住所 決定番号第 号
氏名

上記借受者の連帯保証人として、同者に誓約どおり債務を履行させるとともに、修学資金の返還債務を連帯して負担します。

住所
連帯保証人
氏名 ⑩
住所
連帯保証人
氏名 ⑩

(注)

- 1 連帯保証人は、当初の修学資金貸与申請（誓約）書（様式第1号）における連帯保証人と同一人としてください。
- 2 連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第4号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第5号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式(注)3を削る。

(静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則の一部改正)

第32条 静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第224号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第8号中「かぎ」を「鍵」に改める。

様式第9号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第10号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部改正)

第33条 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則(平成28年静岡市規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第4号中

「通学費の貸与の決定を受けた者		「通学費の貸与の決定を受けた者
住所		住所
本籍地		本籍地
氏名	㊟	氏名
保護者	を	保護者
		に改める。
住所		住所
本籍地		本籍地
氏名	㊟	氏名
本人との続柄	」	本人との続柄
		」

様式第5号、様式第6号及び様式第8号中「㊟」を削る。

様式第9号中

「通学費の返還をしなければならない者		「通学費の返還をしなければならない者
住所		住所
氏名	㊟	氏名
保護者	を	保護者
		に
住所		住所
氏名	㊟	氏名

本人との続柄

」

本人との続柄

」

改める。

様式第10号及び様式第12号中「④」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。